

6 監 査 報 告 第 9 号
令和 6 年 1 1 月 2 9 日

千葉市議会議長 石 川 弘 様
千 葉 市 長 神 谷 俊 一 様

千葉市監査委員 穴 倉 輝 雄
同 宮 原 清 貴
同 石 橋 毅
同 亀 井 琢 磨

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び
第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査
の結果に関する報告を提出します。

第 1 期事務事業定期監査結果報告

第 1 対象

都市局、稲毛区役所、若葉区役所、水道局及び議会事務局が令和 5 年度及び 6 年度に実施した事務事業

※ 区役所については、区選挙管理委員会事務局を含む。

なお、都市局が実施した事務事業のうち、令和 6 年度包括外部監査の対象となるものを除外した。

第 2 期間

令和 6 年 8 月 1 日から同年 1 1 月 2 0 日まで

第 3 重点項目

1 財務監査

- (1) 調定は適正に行われているか。
- (2) 委託料の支出は適正に行われているか。
- (3) 契約手続は適正に行われているか。

2 行政監査

公有財産（不動産及び工作物）の管理は、適正かつ効率的に行われているか。

第 4 着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

種別	項目	着 眼 点
財 務 監 査	1 収 入 事 務	(1) 調定額の算定は適正に行われているか。また、計算に誤りはないか。 (2) 減免等の理由及び手続は適正か。 (3) 納入の通知は適正に行われているか。 (4) 領収書の取扱いは適正に行われているか。 (5) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。 (6) 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同してないか。 (7) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。 (8) 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。 (9) 督促、催告及び時効の完成猶予又は更新の手続は適時かつ適正に行われているか。
	2 支 出 事 務	(1) 支出負担行為及び支払の時期は適正か。また、漏れはないか。 (2) 支出負担行為額の算出に誤りはないか。 (3) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。 (4) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。 (5) 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。 (6) 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。 (7) 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。 (8) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	3 契 約 事 務	(1) 入札の公告等の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。 (2) 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。 (3) 予定価格及び最低制限価格の算定は適正に行われているか。 (4) 入札参加者等の指名において業者選定審査会等を設置し、適正・公正さを保つ手続がとられているか。 (5) 随意契約による場合、その理由は適正か。 (6) 継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか。 (7) 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。 (8) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 (9) 個人情報などの機密情報の保護及び管理は適切であるか。 (10) 契約書どおりの履行はなされているか。 (11) 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 (12) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

	4 財 産 管 理 事 務	(1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。 (2) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品票は正確に貼付されているか。 (3) 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。また、帳簿外物品はないか。 (4) 現金、有価証券等の保管及び取扱いは適正か。 (5) 紛失、破損、盗難品、廃品その他不用品の処理は適正に行われているか。 (6) 債権の記録は適正に行われているか。 (7) 基金に係る収支の記録は正確か。また、収支の計算に誤りはないか。
行 政 監 査	公 有 財 産 の 管 理	(1) 現況を把握し、維持管理が適切に行われているか。 (2) 公有財産台帳等の記録・管理は適切に行われているか。 (3) 貸付け等が、適正な手続により行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

第5 主な実施内容

監査は、千葉市監査基準に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類の審査、関係職員からの説明聴取及び現地調査等の方法により行った。

第6 日程

日 付	内 容	
令和6年 6月 3日	監査実施通知	
令和6年 9月 3日	概況説明の聴取	令和6年度第11回監査委員会議
令和6年11月13日	復命	令和6年度第14回監査委員会議

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善及び検討の必要があるものが認められた。

なお、以下において「指摘」とは、不適切な事案に対し、是正、改善等の措置を求めるもの、「意見」とは、事案に対する見解を示したものである。

1 財務監査

(1) 収入事務

ア 道路占用料の免除の手續を適正に行うべきもの（都市局）

(ア) 事案及び問題点

千葉市道路占用料条例（昭和30年千葉市条例第33号）第5条第5号及び千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱第2条（1）オ（キ）によると、下水道の各戸引込地下埋設管については、占用者の申請により占用料を免除することができるとされている。また、同条例施行規則（平成9年千葉市規則第28号）第4条第1項によると、占用料の減額又は免除の措置を受けようとする者は、道路占用料減免申請書により市長に申請しなければならないとされている。

しかしながら、区画整理における下水道の各戸引込地下埋設管の道路占用料については、免除の措置を受けようとする者から道路占用料減免申請書による申請がなされていないにもかかわらず、道路占用料を免除していた。

(イ) 指摘

道路占用料の免除については、免除の措置を受けようとする者からの申請により決定するものであることから、条例等に基づき適正に行われたい。

(参考)

道路占用料条例 抜粋

（占用料の減免）

第5条 市長は、次に掲げる占用物件に係るものについて、占用者の申請により占用料を減額し、又は免除することができる。

（1）法第39条第2項ただし書に規定する事業及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの

（2）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

（3）公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

（4）街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

（5）前各号に掲げるもののほか、占用物件で市長が特に必要と認めるもの

道路占用料徴収事務取扱要綱 抜粋

(占用料の減免)
第2条 条例第5条の規定による占用料の減額又は免除については、次のとおり取り扱うものとする。
(1) 占用料を免除するもの
ア～エ (略)
オ 条例第5条第5号に掲げるもの
(ア)～(カ) 略
(キ) ガス、電気、電気通信(認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。)、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管

道路占用料条例施行規則 抜粋

(占用料の減免)
第4条 条例第5条の規定により占用料の減額又は免除の措置を受けようとする者は、道路占用料減免申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

イ 都市公園駐車場の管理許可使用料の算定方法の見直しを検討すべきもの(都市局)

(ア) 事案及び問題点

本市では、複数の都市公園の駐車場の管理を本市以外の者(以下「管理者」という。)が行っているが、その中で、管理者は、本市に管理許可使用料を支払い、駐車場の売上は管理者の収入となっている。今回の監査で、両者(管理許可使用料と駐車場売上収入額)を比較したところ、大きな差異のある事例が見受けられた。

これは、管理許可使用料については、千葉市都市公園条例(昭和34年千葉市条例第20号)において定められた範囲内の単価で徴収するものとなっているが、現状、前年度の管理許可使用料に駐車場の売上の長期的な増減率を乗ずる方法で単価を設定しており、長年この算定方法が見直されていないことが原因と考えられる。

(イ) 意見

市が公有財産を貸し付ける場合は、固定資産税評価額により貸付料を算定していることに鑑みて、都市公園の駐車場の管理許可使用料についても、市場価格を反映するなど適切な使用料を徴収できるよう、算定方法の見直しを検討されたい。

(参考)

都市公園法(昭和31年法律第79号) 抜粋

(都市公園の管理)
第2条の3 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。
(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)
第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

都市公園条例 抜粋

(使用料等の徴収)

第16条(略)

2 法第5条第1項の許可を受けた者は、別表第5の範囲内で市長が定める使用料を納付しなければならない。

別表第5

区分	単位	金額
公園施設を管理する場合	1平方メートルにつき1月	520円以内

(2) 支出事務

ア 補助事業の実績報告について補助金交付要綱に規定すべきもの(都市局)

(ア) 事案及び問題点

千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号)第12条によると、補助事業等の完了後に補助金等の交付の申請を行った場合を除き、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならないとされている。また、同規則第13条によると、市長は、実績報告書等の審査などにより、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとされている。

しかしながら、千葉市地域公共交通事業継続支援金については、交付申請日時時点で支援金の交付額の基準となる車両の台数が確定しない場合があるにもかかわらず、当該支援金の交付要綱に実績報告に係る規定を定めておらず、実績報告書の提出及び交付額の審査が行われないうちに、交付額を確定していた。

なお、本事業は令和5年度末で終了している。

(イ) 意見

実績報告書の提出及び確認は、交付額を確定するための根拠、基礎となり、補助金等を交付する上で重要な手続であることから、今後、新たに交付事業を行う場合には、その要綱に実績報告に係る規定を定めた上で適正に実施することを要望する。

(参考)

補助金等交付規則 抜粋

(実績報告)	
第12条	補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。
2	前項の規定は、補助事業等の完了後に補助金等の交付の申請を行った場合については、適用しない。
(補助金等の額の確定等)	
第13条	市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

地域公共交通事業継続支援金交付要綱 抜粋

別表		
1 支援事業	2 交付対象者	3 交付額
燃料価格高騰 緩和対策事業 (令和5年度下半期)	市内に本社又は営業所を有するタクシー事業者であり、 令和6年1月21日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者	令和6年1月21日時点で、交付対象者が保有するタクシー車両1台につき10千円(個人タクシー事業者にあっては5千円)を交付する。ただし、コロナによる休車及び預かり休車、令和6年3月31日までに廃車予定の車両は除く。

(3) その他

ア 占用許可等の事務の取扱いの統一を図ることを検討すべきもの(都市局)

(ア) 事案及び問題点

各公園緑地事務所においては、都市公園法等に基づき、都市公園の占用及び行為の許可等を行っているが、占用許可及び行為許可に関する書類を確認したところ、申請に関する提出書類や許可の方法など各公園緑地事務所で事務の取扱いに差異が見受けられた。

(イ) 意見

占用許可等の事務の取扱いの不一致は、市民や事業者へ影響を及ぼす可能性があることから、公園緑地事務所共通の事務マニュアルや事例集を作成するなどの手段を講じ、事務の取扱いの統一を図ることを検討されたい。

(参考)

都市公園法 抜粋

(都市公園の占用の許可)

- 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

都市公園条例 抜粋

(行為の制限)

- 第2条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) テレビの放映その他これに類する行為をすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4～5 (略)

(許可の特例)

- 第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

2 行政監査

(1) 公有財産の管理

公有財産（＊）は、住民から負託された重要な資産であり、地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条においても「地方公共団体の財産は、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。」と規定されている。そのため、公有財産に関する事務にあたる者は、最少の経費をもって最大の効果をあげるべく、細心の注意を払って取り扱わなければならない。

公有財産に関する事務には、財産の取得、管理及び処分があるが、それらのうち中心となるのが管理である。具体的には、公有財産を維持・保存し運用する行為並びに物又は権利の性質を変更しない範囲においてこれを利用又は改良することを目的とする行為である。これらの行為は、公有財産をその所有の目的に応じて最も有効に運用できるよう、常に良好な状態を保持するために行われるものである。

本市においても、数多くの公有財産を保有しているため、法令等に基づく適正な管理が求められている。また、厳しい財政状況の下で、公有財産を有効に活用することも重要となっている。

以上を踏まえ、今年度の行政監査も昨年度に引き続き「公有財産の管理」をテーマに選定し、前記第3のとおり「公有財産（不動産及び工作物）の管理は、適正かつ効率的に行われているか。」を重点項目に、前記第4のとおり着眼点を設定し、適正な財産管理事務の執行に資することを目的に監査を実施することとした。

＊公有財産

地方公共団体が所有する財産は、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうとされている（地方自治法（昭和22年法律第67号））。このうち公有財産は、不動産、船舶、地上権、特許権、株式、出資などに区分され、利用目的により、①行政財産と②普通財産に分類される。

①行政財産

地方公共団体において公用又は公共用に供し、または供することと決定した財産をいう。行政財産は、原則として貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的、若しくは信託、又はこれに私権を設定することができない（地方自治法第238条の4）。

②普通財産

行政財産以外の一切の公有財産をいう。普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる（地方自治法第238条の5）。

(2) 指摘等

ア 使用料の算出を適正に行うべきもの（都市局）

(ア) 事案及び問題点

千葉市行政財産使用料条例（昭和39年千葉市条例第33号）第2条第3項によると、使用期間が1月未満の土地の使用に係る使用料の額は、算出した使用料の額に100分の110を乗じて得た額とするとされている。

しかしながら、都市局が管理する土地の行政財産使用許可に係る使用料を確認したところ、使用期間が1月未満であるにもかかわらず、算出した使用料の額に100分の110が乗じられていない事例が確認された。

(イ) 指摘

行政財産使用許可に係る使用料の算出は、条例に基づき適正に行われたい。

(参考)

行政財産使用料条例 抜粋

(使用料)

第2条 使用料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土地(従物を含む。次項において同じ。)の使用に係る使用料の月額は、市長の評定した土地価格に1,000分の3を乗じて得た額
- (2) 建物(従物を含む。以下同じ。)の使用に係る使用料の月額は、市長の評定した建物価格に1,000分の5を乗じて得た額に前号の規定により算出した当該建物の敷地の使用料相当額を加えて得た額に100分の110を乗じて得た額
- (3)～(5) (略)

2 前項第1号から第3号までの規定により使用料を算出する場合において、使用期間が月の初日から始まるとき以外のとき、又は月の末日に終わるとき以外のときは、その月分の使用料は、日割をもって計算する。

3 使用期間が1月未満の土地の使用に係る使用料の額は、第1項第1号及び前項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

イ 公有財産の管理に係る役割分担及び責任の範囲を明確にすべきもの（都市局）

(ア) 事案

土地区画整理事業の施行区域内にある暫定利用施設について、都市局内の部署間で、当該施設の管理に係る役割分担が一部不明確であることから、施設に付設された設置物の設置者及びその経緯や、施設の利用実態等を適切に把握していない事例が見受けられた。

(イ) 問題点

各部署間の役割分担が不明確である場合、施設の現況把握が不十分となり、管理に係る責任の所在もまた不明確なものとなる。これにより、当該施設に付設された設置物について、その設置又は管理に瑕疵^{かし}があったとしても気付かずに他人に損害を与えたり、施設が公平・公正に利用されていない実態があったとしても適時の把握が困難となる等のリスクが生じることとなる。

(ウ) 意見

施設の管理に係る各部署間の役割分担及び責任の範囲を明確にし、適宜連携するなどして、適切に管理することを要望する。

ウ 借地の継続について検討すべきもの（都市局）

（ア）事案及び問題点

泉自然公園及び昭和の森は、いずれも広大な敷地を有する都市公園であるが、その敷地については、公園管理課が一定の面積を所有し、残りの部分は所管する公園緑地事務所が個人又は法人と賃貸借契約を締結し、借地料を支払っている。

（イ）意見

借地の多くは中長期にわたりランニングコストが生じることから、将来にわたって永続的な運営が想定される施設については、事業開始時又は賃貸借契約更新時に土地購入も含めた慎重な判断が求められる。

泉自然公園及び昭和の森についても、今後永続的な運営が想定される場所、泉自然公園用地については令和8年度末に、昭和の森用地については令和7年度末にそれぞれ契約期間が満了となる。よって、契約更新時には、それ以降の借地の継続について、今後想定される借地期間における借地料の総額と購入した場合の金額を比較するなどして、その妥当性を検討する必要があると考える。

エ 都市公園内にある運動施設の管理の見直しを検討すべきもの（都市局）

（ア）事案

都市公園内にある運動施設の管理は、公園管理者や指定管理者制度による管理のほか、管理許可制度（都市公園法第5条第1項に規定する許可をいう。以下同じ。）により申請した団体に対し許可証を交付することにより管理運営を許可している。

都市公園内にある運動施設（指定管理者が管理するものを除く。）の管理状況を確認したところ、庭球場は管理許可制度により利用団体による利用調整等の管理運営が行われていた。

一方、一部の野球場においては、管理許可制度による手続がされずにある特定の利用団体による利用調整等の管理運営が行われていた。

（イ）問題点

管理許可制度による手続が行われないまま、特定の利用団体による利用調整等の管理運営が行われていた場合、運動施設が公正・公平に利用されていることの把握が困難となる。

（ウ）意見

都市公園は、一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設であることから、公平・公正な利用ができるよう、公園管理の制度所管課は都市公園利用に関する窓口となっている各公園緑地事務所と連携の上、公園施設の利用原則を踏まえながら、利用団体による野球場の管理の実情を把握し、その上で必要な見直しを検討されたい。

(参考)

都市公園法 抜粋

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

都市公園条例 抜粋

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第13条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 公園施設の所在地及び名称

オ 管理の方法

カ その他規則で定める事項

オ 公有財産の管理運営委託業務に係る仕様の見直しを検討すべきもの（稲毛区役所、若葉区役所）

(ア) 事案

区役所が市民局と連携しながら、委託により管理運営を行っている市民利用施設について、受託者が行う業務の項目は委託契約書に列举されているものの業務の詳細な仕様は定められておらず、受託者の役割が必ずしも明確になっていない事例が見受けられた。

(イ) 問題点

契約書等に記載された業務内容が不明瞭である場合、契約の履行に関し、市と受託者との間で認識に差異が生じ、行うべき業務を巡ってトラブルの原因になるおそれがある。また、詳細な仕様を定めずに履行確認（検査）を行った場合、本来想定していた業務の履行を十分に確保することが困難となるおそれもある。

(ウ) 意見

業務の履行を十分に確保するため、委託業務の内容については疑義が生じないよう契約書等に詳細な仕様を定めるなどの見直しを行うよう要望する。また、区役所と市民局との間で本件委託業務の内容に関し適宜報告・相談できる体制を整えるなど、両者がより一層緊密に連携して業務を行うよう要望する。

(参考)

地方自治法 抜粋

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 抜粋

(監督又は検査の方法)

第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

第2期事務事業定期監査においても、引き続き「公有財産（不動産及び工作物）の管理は、適正かつ効率的に行われているか。」を重点項目に監査を実施するため、公有財産の管理に係る総括意見については、第1期と合わせ、第2期の結果報告において述べることにしたい。